

通学路等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第17条第1項の規定に基づき、児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者及び当該通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を踏まえ、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 安全教育の充実

学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、相互に連携し、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険予測能力の育成のため、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
 - ア 誰もが入りやすく、犯罪が起きても気付きにくい駐車場等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道や廃屋・空き家等特に安全上注意を払うべき場所
 - ウ 落書きやゴミ等が散乱している場所
 - エ 交番、駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所
 - オ 「こども110番のいえ（注2）」等の緊急避難場所
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (3) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (4) 防犯ブザー等の使用方法の周知

2 学校等の設置者等による取組

学校等の設置者等は、児童等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による登下校時等における通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
 - ア 緊急時の警察等への通報及びパトロールの強化要請の方法
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等、登下校方法
 - ウ 保護者に対する連絡体制
 - エ 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制
 - オ 近隣の学校等との情報提供体制
 - カ 教職員等の役割分担
- (3) 児童等の防犯ブザー等の携帯
- (4) 登下校時等における門等での指導
- (5) 学習塾における児童等の通塾方法・経路の把握
- (6) 保護者との緊密な連絡体制の確立

3 児童等の保護者による取組

児童等の保護者は、児童等が犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」等防犯に関する各家庭でのルールづくりの促進
- (2) 買物等外出時を利用した児童等への自宅付近の危険箇所及び「こども110番のいえ」等の緊急避難場所、避難方法の教示
- (3) 入学時、新学期等に、児童等の通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの教示
- (4) 近所に対しての児童等の安全確保に関する依頼
- (5) 通塾・退塾時の可能な限りの保護者の付き添い。また、付き添うことが困難な場合の複数の児童等による集団通塾・退塾の指導

4 関係団体（PTA、自治会等）との連携

関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 登下校時等の巡回及び安全確保活動
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (3) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (4) 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報依頼
- (5) 警備業者や関係団体相互の連携強化
- (6) 児童等へのあいさつや声かけ運動、通学路等での見守り活動等の推進
- (7) 児童等との合同清掃活動等を利用した危険箇所の改善に向けた取組の実施

5 防犯活動団体との連携

特に地域で児童等の登下校時の見守り活動を行っている団体やタウンポリス(注3)、地域安全推進協議会(注4)等の防犯活動団体と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (2) 通学路等での見守り活動等の推進
- (3) 情報の共有化

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

(注3)：「タウンポリス」とは、地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

(注4)：「地域安全推進協議会」とは、地区地域安全協(議)会長と警察署長から委嘱された地域安全推進員により組織された団体をいい、構成員である地域安全推進員は、地域安全に関する情報の地域住民への伝達、地域住民の意見及び要望の取りまとめ等を行う地域住民との連絡拠点としての活動を行っている。